都市計画審議会資料

令和5年10月10日都市整備部都市計画課

小金井都市計画道路3・4・7号府中清瀬線の 変更について(諮問)

## 小金井都市計画道路の変更 (東京都決定)

小金井都市計画道路中、3・4・7号府中清瀬線を次のように変更する。

種 <sub>-</sub> 別	名	称	位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3 · 4 · 7	府中清瀬線	小金井市 前原町五 丁目	小金井市 貫井北町 三丁目	小金井市貫 井南町三丁 目	約3,030m	地表式		20m	東日本旅客鉄道中央線 と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差6 箇所	

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由:隅切りの必要性が低いことが確認されたため、一部区域の変更を行う。

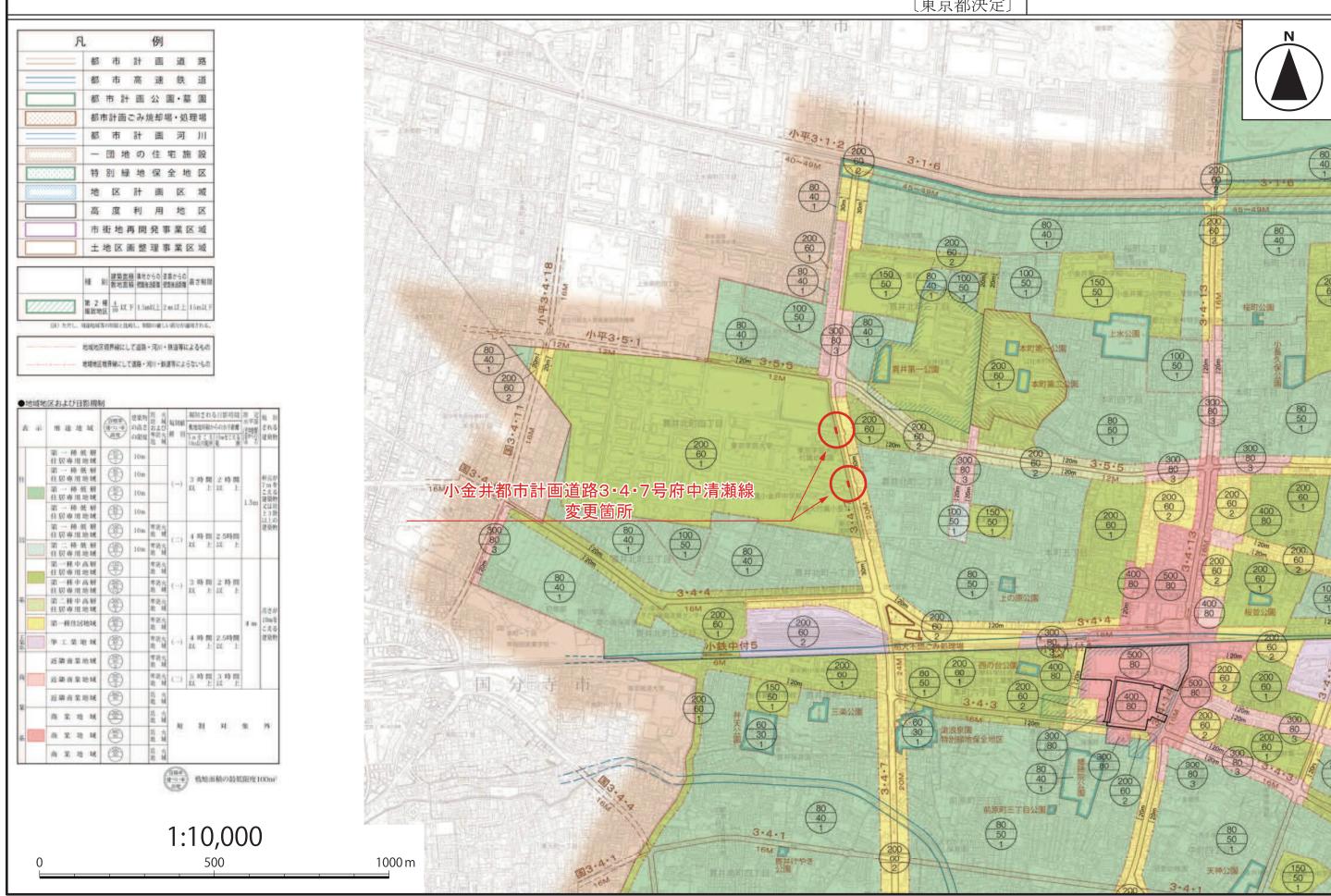
#### 変更概要

名称		変	更	内	容
3・4・7号 府中清瀬線	1 一部区域の変更	小金井市貫井北町四丁目地内			

# 小金井都市計画道路 3 · 4 · 7号府中清瀬線 総括図

縮尺 一万分の一

[東京都決定]



小金井都市計画道路3·4·7号府中清瀬線 計画図 縮尺二千五百分の一 [東京都決定] 2M 費井北町四丁目 京学芸大学 小金井市 12M 学芸大付属小金井中学校 学芸大付属小金井小学校 本町小学校 200m 100 凡例 計画変更新線

所管部課名 都市整備局都市基盤部街路計画課

計画変更廃止線

既定計画線

この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(5都市基交第330号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号)5都市基街都第27号、令和5年4月25日

この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

## 都市計画の案の理由書

1 種類・名称 小金井都市計画道路 3・4・7号府中清瀬線

### 2 理 由

小金井都市計画道路3・4・7号府中清瀬線(以下「府中清瀬線」 という。)は、小金井市前原町五丁目を起点とし、小金井市貫井北町三 丁目を終点とする、延長約3キロメートルの路線である。

府中清瀬線のうち、小金井市貫井北町四丁目に位置する単路部分は 整備が完了しているが、隅切りについては未整備となっている。

未整備の隅切りについて、必要性の検証を行ったところ、当該隅切りについては、現道に合わせて計画の変更(隅切りの削除)を行うこととした。

このため、府中清瀬線のうち、一部区域を変更する。